

掛川市告示第15号

掛川市移動支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第118号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月9日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第7号から第9号までを次のように改める。

- (7) ぞうさん企業組合
- (8) 特定非営利活動法人ふくでハッピーハンズ
- (9) 社会福祉法人福浜会

第4条第10号から第13号までを削る。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。